

茨城県がん診療連携協議会設置要綱

(設置及び目的)

- 第1条 「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日付け健発第0801第16号）に基づき、茨城県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法第10条第1項に基づくがん対策推進基本計画、並びに同法第12条第1項に基づく茨城県総合がん対策推進計画等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、茨城県における対策を強力に推進し、もって茨城県全体のがん医療等の質の向上及び茨城県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保することを目的として設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 茨城県内各地域の実状に応じて、医療機関間の連携が必要となる以下のアからコまでの医療等について、次条第1項第1号から第5号までに掲げる医療機関（以下「拠点病院等」という。）及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。
- ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法
 - イ 集約化することにより予後の改善が見込まれる手術療法
 - ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（IVR）
 - エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療
 - オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制
 - カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制
 - キ AYA世代のがんの支援体制
 - ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）
 - ケ がんゲノム医療
 - コ その他必要と認める医療等
- (2) 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定すること。
- (3) 茨城県内の拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績等を共有、分析、評価、公表等を行うこと。その上で、茨城県とも連携し、Quality Indicatorを積極的に利用するなど、茨城県全体のがん医療の質を向上させるための具体的な計画を立案・実行すること。併せて、院内がん登録実務者の支援を含めて茨城県内のがん関連情報収集や利活用等の推進に取り組むこと。
- (4) 地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について協議を行い、拠点病院等間で情報共有や役割分担を含む連携体制を整備すること。
- (5) 茨城県における特定機能病院である拠点病院等と連携し、地域におけるがん診療に従事する診療従事者の育成及び適正配置に向けた調整を行うこと。
- (6) 茨城県における拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修やその他各種研修に関する計画を作成すること。
- (7) 茨城県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- (8) 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- (9) 国立研究開発法人国立がん研究センターによる研修に関する情報や都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会での協議事項が確実に茨城県内で共有・実践される体制を整備すること。
- (10) 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、茨城県や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行うこと。
- (11) 地域における医療情報の共有の取組について、がんの分野からも検討し、体制整備に取り組むこと。
- (12) 地域包括ケアシステムの観点から、患者が住み慣れた地域で質の高い医療を受け続けられるよう、集約化の検討が必要な医療を提供する拠点病院等、患者の日頃の体調を把握している身近な診療所・病院のかかりつけ医、訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護施設・事業

所等、多職種・多機関との地域連携の強化に取り組むこと。

(13) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる機関及び団体（以下、「機関等」という。）の長もしくは機関等の長が推薦する者を委員として組織する。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院
- (2) 各地域がん診療連携拠点病院
- (3) 地域がん診療病院
- (4) 小児がん拠点病院
- (5) 各茨城県がん診療指定病院
- (6) 茨城県医師会
- (7) 茨城県保健医療部
- (8) 患者団体等の関係団体
- (9) その他次条第1項に規定する会長が適当と認める機関等

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、都道府県がん診療連携拠点病院長が務める。

3 副会長は委員の中から会長が指名する。

4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は必要に応じ会長が招集し、議長を務める。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、その代理者を会議に出席させることができる。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会には、協議事項について詳細な検討を行うための部会を置く。

2 部会の設置、部会員の構成、事業内容、その他必要事項は会長が別に定める。

(事務局)

第7条 都道府県がん診療連携拠点病院内に協議会の事務局を置き、庶務を担当する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。